

物品購入におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日一部訂正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、金沢市が物品購入の契約を行う場合において、オープンカウンター方式（物品購入に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式をいう。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 オープンカウンター方式による見積合せの実施の対象は、物件の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事務用品のうち、予定価格が 10 万円を超え 80 万円以下のもの
- (2) O A 機器のうち、予定価格が 10 万円を超え 80 万円以下のもの
- (3) その他オープンカウンター方式による見積合せを実施することが有利になるもの

2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、オープンカウンター方式による見積合せの対象としない。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンター方式による見積合せに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(参加者の資格)

第 3 条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 金沢市契約規則（平成 15 年規則第 1 号）第 2 条の規定に基づく入札参加資格を有し、対象物件と同じ営業種目で登録があること。
- (3) 主たる事務所の所在地が金沢市内であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 税の未納がないこと。

(対象物件の公表)

第 4 条 オープンカウンター方式による見積合せについては、物件名、仕様書、見本等の閲覧場所、見積書提出期限等を監理課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により公表する。

(結果の公表)

第 5 条 オープンカウンター方式による見積合せの結果については、当該契約の相手方の決定後速やかに監理課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により閲覧に供するものとする。